

第 1 節 経済産業政策局	129
1. 経済運営に関する主な動き	129
1. 1. 経済運営に関する 2008 年度の主な動き	129
1. 2. 「新経済成長戦略 2008 改訂版」の策定について	129
2. 産業再生	131
2. 1. 「産業活力再生特別措置法」	131
3. 産業金融政策	134
3. 1. 産業金融部会における産業金融政策の検討	134
3. 2. 中堅・大企業の資金繰り対策	135
3. 3. ファンド税制	135
3. 4. ABL（動産・債権担保融資）の普及・インフラ構築に関する調査研究	135
4. 産業人材政策	136
4. 1. 産業人材の育成・円滑な供給のための環境整備	136
5. 新規事業創出政策	137
5. 1. ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会	137
5. 2. エンジェル税制の改正	138
5. 3. 起業支援ネットワーク環境整備事業（N I C e）	139
6. 知的財産政策	139
6. 1. 営業秘密の保護	139
6. 2. 知的資産経営の推進	141
7. 規制改革	142
7. 1. 規制改革会議	142
7. 2. 構造改革特別区域制度への対応	143
8. 経済産業研究所	143
8. 1. 概要	143
8. 2. 2008 年度業務実績	144

第1節 経済産業政策局

1. 経済運営に関する主な動き

1. 1. 経済運営に関する 2008 年度の主な動き

(1) 経済財政改革の基本方針 2008

2008 年 6 月に「経済財政改革の基本方針 2008」（いわゆる「骨太の方針 2008」）が閣議決定された。

この基本方針では、以下の方向性が提示された。

(ア) 成長力の強化

少子高齢化と人口減少の同時進行、新興国のキャッチアップ、経済と環境の両立など、難しい課題に直面する中、

(A) グローバル化をいかし、新たな活力を海外から取り込んで成長すること

(B) 我が国の強みをいかして環境、安全・安心等に対する潜在的ニーズを突破口とする新たな需要を創出するとともに国際競争力を強化し、成長を牽引すること

(C) すべての人材の能力を最大限に引き出すとともに、地域の活性化によって地域の雇用と活力を増やすことで成長すること

を方向性とする。

(イ) 低炭素社会の構築

地球温暖化問題への対処が人類共通の重要課題となる中、環境・エネルギー分野の進んだ技術等、日本の強みを活かし、積極的な外交を通じて、地球環境と共生する低炭素社会づくりを国内外で加速することを基本的な方向性とする。

(ウ) 国民本位の行財政改革

国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。そのために、地方分権改革の推進、生活者重視の行政システムの構築、道路特定財源の一般財源化、歳出・歳入一体改革の推進、税体系の抜本的な改革に取り組むこととする。

(エ) 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

すべての人が安心して暮らすことができるよう、社会保障制度の持続的可能性を高めるとともに機能を強化すること、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極

的に取り組むこと、良好な治安と災害に強い社会を実現すること、資源・エネルギーの安定的な供給、食料の安定供給および食の安全の確保を基本的な方向性とする。

(2) 経済対策の実施

政府は急激な資源価格の高騰とそれに伴う農林水産業者や中小企業者、国民生活への影響の深刻化に対応するため「安心実現のための緊急総合対策」を、さらには2008年9月のリーマンショックを発端とする世界的な金融危機とそれに伴う実体経済への影響の深刻化に対応するため「生活対策」および「生活防衛のための緊急対策」を実施した。

(ア) 安心実現のための緊急総合対策（8月）

世界的な原油・食料価格高騰や生活関連物資の価格上昇という状況の下、2009年8月29日、政府・与党にて決定。生活者の不安の解消、新価格体系への移行と成長力強化を目標とし、省エネ・新エネ設備等の導入加速、環境エネルギー革新的技術の開発促進、セーフティネット貸付の強化などが盛り込まれた。

(イ) 生活対策（10月）

世界的な金融危機に加え、実体経済への影響の深刻化が懸念されるなか、国民生活と日本経済を守るため、2009年10月30日、政府・与党にて決定された。中小企業の資金繰り対策の拡充（緊急保証枠・セーフティネット貸付に21兆円規模の追加）、企業活力を高める「成長力強化税制」の導入（省エネ・新エネ設備等の投資促進税制、海外子会社利益の国内還流、中小企業に対する軽減税率の時限的引下げや繰戻し還付の復活等）などの対策が盛り込まれた。

(ウ) 生活防衛のための緊急対策（12月）

世界的な景気後退の中で、景気下降局面が長期化・深刻化するおそれが高まるなか、2009年12月19日、政府・与党にて決定された。日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策、景気回復実現に向けた税制改正（エコカー減税、太陽光発電を含む省エネ住宅リフォーム投資型減税等）などの対策が盛り込まれた。

1. 2. 「新経済成長戦略 2008 改訂版」の策定について

(1) 経緯

資源価格の未曾有の高騰、新興国や資源国の台頭による

世界経済の多極化、少子高齢化が進む中での将来への不安感の高まりなど、我が国経済がこれまでにない課題に直面しているなか、直面する「ピンチ」を「チャンス」に変え、新たな成長への道を切り拓いていくために、2006年6月に定めた「新経済成長戦略」について、既に掲げられていた施策の進捗状況をフォローアップするとともに、策定時に想定していなかった環境変化を踏まえ、強化・加速すべき施策を2008年9月にとりまとめ、閣議決定した。

(2) 概要

(ア) 「新経済成長戦略改訂版」の2つの基本戦略

「新経済成長戦略」策定時(2006年)からの最大の環境変化は資源高に伴う交易条件の悪化であり、これを克服するための「2つの基本戦略」を呈示した。

(A)「資源生産性」の抜本的向上に集中投資し、資源高時代、低炭素社会の勝者になる

(B)製品・サービスの高付加価値化に向けてイノベーションの仕組みを強化するとともに、グローバル化を徹底し、世界市場を獲得する

(イ) 「新経済成長戦略改訂版」の3つの柱

「2つの基本戦略」をベースに、以下の3つの柱で、「新経済成長戦略」を強化することとした。

(A)「資源生産性競争」時代における経済産業構造の構築

○「資源生産性」の抜本向上による経済構造の転換

○イノベーション強化により世界市場を獲得し、流出した所得を取り戻す

○太陽光等「資源大国」を実現

【具体策の例】

- ・企業の資源生産性向上への集中投資による競争力強化
- ・コンテナターミナルの24時間等物流改革
- ・グリーンITの加速化
- ・住宅用太陽光発電の設置支援
- ・大企業を中心とした賃上げへの働きかけ(購買力強化)
- ・イノベーション創造機構による高付加価値化へのシフト
- ・資源国や新興国からの所得の還流・投資の呼び

込み

- ・近海に眠る資源の開発強化(メタンハイドレート)

(B)世界市場獲得と持続的発展のためのグローバル戦略の再構築

○資源国、新興国との戦略的な関係の構築。資源外交。

○アジア市場との一体化による成長活力の取り込み

○自由で開かれた国際経済体制の構築

【具体策の例】

- ・新興国・資源国との経済連携の推進
- ・顧客ニーズを踏まえ我が国の特色を活かした輸出促進
- ・海外の優れた人材と資金の呼び込み促進
- ・ERIAを活用したアジア経済統合推進(アジア知識経済化等)
- ・APECの取組強化(日本は2010年議長国)
- ・WTOドーハラウンド妥結へ向けた全力での取組
- ・大市場国とのEPA推進
- ・気候変動問題への対応

(C)地域・中小企業・農林水産業・サービスの未来志向の活性化

○内需依存度の高い中小企業、サービスの国際展開

○潮目の変化を活かした農業の新展開

○地域医療制度の抜本的な改革

【具体策の例】

- ・低炭素・資源循環型の先駆的地域社会システムの実証
- ・「植物工場」の普及、国産農水産品の海外輸出強化
- ・地理的表示保護の充実を含む地域ブランドの育成
- ・国内CDM制度活用による中小企業省エネ支援
- ・地域IT企業とユーザーの連携による地域活性化
- ・中小企業の国際展開等促進
- ・サービス産業生産性向上運動の全国展開
- ・地域医療の機能分担・ネットワーク化支援

2. 産業再生

2. 1. 「産業活力再生特別措置法」

(1) 経緯

バブル崩壊後、1990年代の我が国経済は、一時的に持ち直しの動きもみられたものの、長期にわたって低迷し、2000年代に入ってから、米国をはじめとした世界経済の先行き懸念や株価の低迷など景気の先行きをめぐる環境は不透明さを増していた。これに加えて、不良債権問題等による金融機能の低下と株安を通じた心理的効果がマクロ経済に悪影響を与えていた。

その中で、我が国に存在する経営資源をより有効に活用することにより、生産性と潜在成長力を高め、産業の活力を再生することを目指して、1999年に「産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）」が制定された。その後、我が国経済の生産性（潜在成長力）は、一旦回復基調にあったものの、2001年以降再び低下傾向に転落した。このような日本経済の最近の動向の背景には、産業サイドの過剰供給構造と過剰債務の問題の深刻化があり、これらの問題に対応した産業の活力の再生が喫緊の課題となっていた。また、中小企業の再生のためには、多様性や地域性といった中小企業の特性を踏まえ、柔軟かつきめ細かく対応することが必要となっていた。

産活法は、我が国に存在する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するため、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的とし、2003年4月9日に抜本的に改正された。

(2) 2003年改正の概要

(ア) 支援計画の追加措置

現行の「事業再構築計画（事業者による中核的事業の強化を目指した事業）活動を支援」に加え、次の3つの計画を創設した。

(A) 共同事業再編計画

2以上の事業者が共同して行う組織再編を伴った過剰供給構造の解消を目指した事業活動を支援する。

(B) 経営資源再活用計画

他の事業者が事業を承継し、当該事業に係る経営資源を有効活用して当該事業の生産性の向上を図ることを支援する。

(C) 事業革新設備導入計画

事業者による革新的な設備の導入を支援する。

(イ) 認定事業者に対する支援措置の充実化

計画の認定を受けた事業者が認定計画にしたがって行う組織再編等に対して、商法上の手続に係る特例及び課税に係る特例等の支援措置を充実した。

具体的には、次のとおりである。

(A) 商法の特例

- ・財産価格調査の適用除外（認定計画にしたがって行う現物出資等について裁判所の選任する検査役調査等の不要化）
- ・株主総会決議を必要としない「簡易組織再編」の範囲拡大
- ・減資関連手続の追加（減資と同時に増資を行い会社規模の縮小につながらない場合の株主総会特別決議の不要化等）
- ・合併対価の柔軟化（金銭その他の有価証券を対価とした合併（cash-out merger）、子会社による親会社株式を使った合併（三角合併））等

(B) 課税の特例

- ・事業撤退に伴い発生する欠損金の繰戻還付（1年）の対象拡大（施設・設備撤去費、再就職斡旋費、割増退職金等）
- ・革新的新規設備投資（いわゆる「実証一号機」）に対する特別償却（特別償却率 → 共同事業再編計画：40%、事業再構築計画・経営資源再活用計画：30%、革新設備導入計画：24%）
- ・登録免許税の減免（会社新設・資本増加 0.7% → 0.15%等）等

(C) その他

- ・中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例（計画の認定を受けた事業者及び一定の財務的な要件に該当する事業者を中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象として追加）
- ・計画の認定を受けた事業者の実証一号機導入に関する産業基盤整備基金による債務保証

・中小企業信用保険の特例 等

(ウ) 基本指針の策定及び事業分野別指針の策定

過剰供給構造の解消のための共同事業再編その他の事業活動を促進し、生産性の向上を図るため、我が国産業の活力の再生に関する基本的事項やこれを支援するための各計画の認定基準等の詳細を定める「基本指針」を定めた。

また、必要に応じて基本指針に基づき、個別事業分野ごとの特性に応じた事業分野別指針を定めることができるものとした。

(エ) 中小企業の再生に対する支援

中小企業は極めて数が多く（全国に約 2006 年時点、420 万社）、業種・企業形態も極めて多様である。また、各中小企業とも各々の地域の実情に応じた再生の課題を抱えているなど地域性も強い。中小企業の再生に対する支援については、このような中小企業の特性に十分配慮しつつ、きめ細かに対応する必要がある。

このため、新たに次のような措置を講じ中小企業の再生を支援する。

(A) 中小企業再生支援指針

中小企業の再生支援に関する基本的事項（地域の中企業関係者の連携が重要であること、種々の中小企業支援策を適切に活用すること、など）を規定する支援指針を定めて公表した。

(B) 中小企業再生支援協議会

地域の関係者の協力を得て中小企業の再生を支援するため、各都道府県に 1 カ所程度ずつ中小企業再生支援協議会を設置した。協議会は、経済産業大臣が認定する商工会議所、商工会連合会等に設置。

協議会には中小企業の再生支援の専門家（腕利きの会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士、再生支援経験者等）を配置して、再生しようとする中小企業に対する指導助言や再生計画の作成支援を行う。

(C) 中小企業総合事業団の業務の追加

中小企業総合事業団の出資制度について、これまで出資対象でなかった中小企業再生ファンド（中小企業の再生を図る投資事業有限責任組合）を追加し、中小企業の再生を促進する。

また、上記(A)にあるとおり、産活法は事業者が行う組織再編等について商法特例が措置されているが、これらの大部分（簡易組織再編や合併対価の柔軟化等）は産活法が

先駆けとなって措置し、後の 2005 年に制定された会社法によって一般化されることとなった。

その後、2007 年には、次に述べる経済状況の変化に対応する形で産活法の一部改正を行い、その期限を 2015 年まで延長することとした。これに加え、イノベーション促進の観点から産業技術力強化法、独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正を合わせた「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が 2007 年 2 月 6 日閣議決定された。

(3) 2007 年改正の概要

○産業活力再生特別措置法の一部改正

(ア) 支援計画の追加措置

他者が有する技術を活用し、飛躍的生産性向上を目指す取組や、他社が有する経営資源との融合によるイノベーションを目指す取組（オープンイノベーション）を支援する計画を追加した。

また、事業再構築計画等に加え、技術活用事業革新計画及び経営資源融合計画の認定にあたっては基本指針及び事業分野別指針に基づいて認定がなされることになったが、今回サービス産業の生産性の向上が必要である事情に鑑み、過剰供給構造にある事業分野だけでなく、生産性の向上が必要と認められる事業分野（サービス業）についても事業分野別指針を策定し、多種多様なサービス業の特性に応じた生産性向上のための方策等を規定することができるようにした。

(A) 「技術活用事業革新計画」

組織再編等や知的財産権又は営業秘密の開示を受ける方法等により他者が有する技術・ノウハウ等を活用することで生産性を向上させる取組を支援する。

(B) 「経営資源融合計画」

異なる事業分野に属する事業者がそれぞれの経営資源を融合させて行うことで生産性を向上させる取組を支援する。

(C) 特定事業革新設備導入計画

国内空洞化の状況に歯止めをかけ、国内回帰を促すべくこれまで事業革新設備計画により研究開発の成果を基にした革新的な生産設備の導入を支援してきたところである。今回、事業革新設備のうち、新技術に係る知

的財産の適切な保護が図られているものを特定事業革新設備として新たに規定した。

(イ) 認定事業者に対する支援措置の充実化

技術活用事業革新計画及び経営資源融合計画の認定を受けた事業者が認定計画にしたがって行う取組に対して、(2)イに記載する事業再構築計画等と同等の措置を講ずるとともに、技術活用事業革新計画の認定を受けた者については、下記(A)(B)を、事業革新設備導入計画については(C)を、特定事業革新設備導入計画については特別償却税率の適用する支援措置を充実した。

(A) 投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

通常、投資事業有限責任組合は投資額の50%以上を海外の企業に投資できないこととされているが、技術活用事業革新計画の認定を受けた事業者の外国関係法人に対しては投資額の50%を超えて投資することができる。

(B) 信用状発行（スタンドバイ信用状）に係る中小企業基盤整備機構法の特例

事業者の海外子会社が海外の金融機関から資金調達を行う場合、現地での信用が不十分である等の理由から資金調達に困難を来す場合等に信用状の発行を通じて国内親会社が海外現地子会社の債務保証を行うことが想定される。

技術活用事業革新計画の認定事業者については、このような信用状発行に係る資金について、独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務保証を行うことができることとした。

(C) 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業が革新的な設備を導入する場合にあつては資金的な負担が伴う事情にかんがみ、中小企業投資育成株式会社法の特例措置を講じ、資本金が3億円を超える株式会社が事業革新設備導入計画の認定を受けた場合にあつては中小企業投資育成株式会社が株式の引受け等を行うことができることとした。

(ウ) 中小企業の資金調達支援

産活法では従来から中小企業の資金調達に係る支援措置を講じてきたが、中小企業者の海外での事業活動に係る資金や廃業経験者が再度起業する場合に必要な資金についても支援措置を充実することとした。

(A) スタンドバイ信用状に係る中小企業信用保険の特例

中小企業の海外現地法人の資金調達を支援する措置

として、スタンドバイ信用状による資金調達に係る信用保証協会の保証について中小企業信用保険法の対象とすることとした。

(B) 廃業経験者に対する中小企業信用保険法の特例措置の拡充

創業者は中小企業者に該当しないため、これまで中小企業信用保険法の特例措置を講じることで同法の支援対象としてきたが、今回、廃業を経験した後に再度起業する者については信用保険の填補率を80%から90%に引き上げることとした。

(エ) 事業再生の円滑化

認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条第4号に規定する者をいう。）のうち、債務者と債権者の調整を行う手続実施者の要件及び手続実施の方法について経済産業大臣の認定を受けた者（以下事業再生ADRという。）が関与する私的整理については次の特例措置を講じた。

(A) 調停手続の特例

特定調停においては原則調停委員3人で調停を行うこととされており、裁判官により単独調停は例外的にしか認められていないが、事業再生ADRが関与する事業再生については裁判官による単独調停を可能とした。

(B) 私的整理中のつなぎ融資に係る中小企業信用保険法等の特例

事業再生ADRの下で事業再生計画を策定し、債権者の合意を得るまでの間に必要となるつなぎ資金については中小企業信用保険法の特例措置を講じ、債務保証枠の別枠化等を図る。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例措置を講じ、当該つなぎ資金について債務保証を行うことを可能とした。

(C) 再生手続・更生手続の特例

再生手続や更生手続に移行した場合、事業再生ADRが確認をしたつなぎ資金に係る債権については民事再生又は会社更生における計画の中で他の債権よりも優先的取扱ができるよう裁判官が考慮できることとした。

(D) 中小企業再生支援協議会

協議会の措置を産活法の期限まで延長することとし、さらに中小企業再生支援協議会が事業再生計画の策定を行い、債権者調整を行うまでの間において必要なつなぎ融資については上記(B)と同様、中小企業信用保険法

の特例により債務保証枠の別枠化等の措置を講じた。

(4) 2009 年改正への検討概要

(ア) 改正に至る経緯

これまでわが国経済は、世界的な好景気による旺盛な外需に支えられ、2015 年までに実質 GDP 成長率を年率 2.2%程度成長させるという「新経済成長戦略」（2006 年 6 月策定）の目標の実現に向け、着実な経済成長を実現してきた。

しかし、2008 年度前半に起こった資源価格の高騰により交易条件は大きく悪化し、さらに、サブプライムローン市場の崩壊に端を発した世界同時不況等、戦略の策定当初に想定していた経済環境からは外部環境が劇的に変化している。

(A) 法改正の背景-1：新経済成長戦略改訂版

上記のような外部環境の変化を踏まえ、経済産業省は「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」を策定した。その後、関係省庁の施策を盛り込んだうえで、2008 年 9 月 19 日に閣議決定された。

本戦略では、次の 2 つの基本戦略が示されている。

- (a) 「資源生産性」の抜本的向上に集中投資し、資源高時代・低炭素社会の勝者になる。
- (b) 製品・サービスの高付加価値化に向けてイノベーションの仕組みを強化するとともに、グローバル化を徹底し、世界市場を獲得する。

(B) 法改正の背景-2：2008 年度後半以降の経済危機

また、米国に本社を置くリーマンブラザーズ証券が 2008 年 9 月 15 日にチャプターイレブン（連邦倒産法第 11 章）の適用を申請したことにより、世界的な金融危機は一層の深刻さを増し、その影響が実体経済に波及し、わが国では輸出産業を中心に急激かつ大幅な需要の減少という事態に見舞われた。

さらに、金融危機により社債・C P 市場が混乱し、企業が直接金融により資金調達することが困難になったことで、大企業・中堅企業の資金繰りも非常に厳しさを増してきた。

その結果、2008 年度の民間設備投資は前年度比 10.7% 減少、倒産件数は前年度比 7.7% 増加した。また、2009

年度のわが国の実質 GDP 成長率は大幅に落ち込むと予想されている。

(イ) 改正法の制定・公布

このような中、改訂された戦略およびその後の経済状況の変化に対応しつつ、わが国経済の持続的成長軌道への回復を果たすため、資源や資金、知財や技術など経営資源の効率的な利用を可能とすべく、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が 2009 年 2 月 3 日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

その後、同法律案は衆議院・参議院における審議を経て、4 月 22 日に参議院本会議で可決・成立し、4 月 30 日に公布された（2009 年法律第 29 号）。なお、法律名については、本改正により「産業活力再生特別措置法」から「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」と改められた。

(5) 実績

1999 年の同法成立以来、2009 年 3 月末までに 492 件（うち経済産業省の認定は 320 件）を認定した。

また、中小企業再生支援協議会は 2009 年 3 月末で 17,338 企業からの相談に応じ、これまでに 2,105 件の再生計画策定支援が完了し、132,089 人の雇用を確保した。

他方、倒産件数は 2008 年 4 月～2009 年 3 月で 16,146 件（東京商工リサーチ「2007 年全国企業倒産白書」）となり前年度比 12.4%増加となった。

3. 産業金融政策

3. 1. 産業金融部会における産業金融政策の検討

(1) 経緯

2008 年度は、産業金融部会を合計 3 回開催した（第 19 回、20 回、21 回）。特に第 20 回産業金融部会では、中間報告を取りまとめた。以下にそれぞれの部会について説明を行う。

(2) 第 19 回産業構造審議会産業金融部会

本部会では、2007 年度に設立した、「産業金融部会・産業発展・経済成長に寄与する金融の在り方に関する小委員会」の成果及び追加的な政策課題について議論を行った。

具体的には、「機関投資家及び個人以外から、どのような方法で、産業発展・経済成長に寄与する形で金融・資本市場へリスクマネーの供給を増やすべきか。」という観点からファンド（SWFを含む）や政策投資の意義について議論を行ったほか、「産業発展・経済成長に寄与する我が国金融産業等の中長期的な在り方」についても議論を行い、我が国金融産業の国際化と投資銀行機能の強化及び、中堅・中小企業の資本市場からの資金調達必要性について意見の一致を見た。

(3) 第20回産業構造審議会産業金融部会

本部会では、2007年度に設立した「ファンド事例研究会」の検討結果の報告及び、産業金融部会の中間報告に向けた議論を行った。

ファンド事例研究会については、ファンドの分類について一定の評価を下したものの、国内ファンドと海外ファンドのパフォーマンスの相違点について分析する必要があるとの指摘があった。また中間報告に関しては、産業と金融の料率について従来の銀行融資から、個人やファンドからのリスクマネーの供給へ重点を変えるべきとの議論があった。

(4) 第21回産業構造審議会産業金融部会

本部会は2008年10月に開催された。リーマンショックの直後であり、国際金融情勢の現状の分析および今後の課題について議論した。また前回の産業金融部会で議題に上ったファンド税制に関し具体的な検討も行った。

金融危機に関する議論においては、欧米の投資銀行と日本の商業銀行の業務の違いや、日本の金融システムへの影響について議論がなされた。また、ファンド税制については出席委員の多くから、是非改正すべきとの声が聞かれた。

3. 2. 中堅・大企業の資金繰り対策

2008年9月のリーマンショックに端を発する世界的な金融危機の影響で我が国の社債・CP市場は機能低下に陥った。結果、企業は、市場における資金調達が難しくなり、銀行等の融資に依存し、その一方、金融機関側は財務内容の悪化や信用リスクの上昇から融資を抑制することとなった。以上の状況に対応すべく、2008年12月より危機対応業務として、中堅・大企業向けに、日本政策投資銀行

や商工中金を通じた融資等を開始した。

3. 3. ファンド税制

(1) 背景

ファンド事例研究会での議論において、実務上、障害となっている問題点を整理したところ、その一つとして、海外投資家が組合を通じて日本企業に投資する場合、その株式譲渡益に対する課税は、国内と居住地との二重課税となり、海外投資家からのリスクマネーを呼び込めていないという問題点が判明した。そこで、リスクマネー供給の円滑化を図り、我が国産業の活力の活性化を実現するため、以下の課税の特例を措置した。

(2) 概要

(ア) 1号PE (Permanent Establishment/恒久的施設) 課税の特例

日本国内に事務所等（恒久的施設と解されるもの）を置いている組合を経由して、日本企業に投資する非居住者・外国法人であっても、一定の要件を満たす組合員については、国内に恒久的施設（PE）を有しないものとし、株式譲渡益は非課税とする。

(イ) 事業譲渡類似課税の特例

組合単位で日本の企業の25%以上の株式を保有し、5%以上の株式を譲渡する組合を経由して投資している非居住者・外国法人であっても、一定の要件を満たす組合員については、事業譲渡類似株式の譲渡に該当しない場合、当該株式譲渡益は非課税とする。

3. 4. ABL（動産・債権担保融資）の普及・インフラ構築に関する調査研究

ABL（動産・債権担保融資）は、金融機関及び企業の双方にメリットをもたらすものである一方、我が国で普及するためには、まだ多くの課題が存在する。このため、ABLに係る公正な取引を推進し、透明性の高い市場として普及・発展させることを目的に、ABLガイドラインを策定した（2008年5月）。また、ABL市場の実態把握、実務推進上の課題についての抽出・整理、借り手（事業会社）向けのABLテキスト作成などを実施した。

4. 産業人材政策

4. 1. 産業人材の育成・円滑な供給のための環境整備

(1) 経緯

我が国が人口減少社会に突入し、「労働」と「資本」の量的な伸びに限界が見られる中で、持続的な経済成長を実現するためには、我が国産業競争力の基盤である産業人材の一人ひとりの質的な向上が不可欠である。しかしながら、経済・社会環境の急速な変化、社会で求められる能力の変化、個人の学び方・働き方の変化等に伴い、企業、学校、地域・家庭など、様々な点でその変化に対応しきれておらず、既存の人材育成・活用システムに以下のような限界が見られている。

例えば、これまで高度経済成長を支えていた人材を輩出してきた大学等高等教育機関は、技術の急速な進歩等に伴い、その人材育成機能に関して、実社会の変化への対応という点で課題を抱えている。他方、人材育成に大きな役割を果たしてきた企業は、90年代の経済低迷、従業員の高齢化によるコスト制約の増大の影響から人材育成投資を大幅に抑制し、未だ景気低迷以前の水準には回復していない状況にある。そのため、産業界は、教育界に対して、新しい知識と能力をもった即戦力となる人材、より実践的な教育の充実や産業構造の変化や人材ニーズの変化のスピードに対応したカリキュラムの見直し等を期待するようになっている一方で、教育界からは、産業界が求める人材像が大学に対して明確に伝わっていないという指摘もある。こうした中、学校側にも、少子化による学校間の競争激化の中で、より社会でニーズのある人材を輩出するという要請に応えようという気運はあるものの、具体的な行動の伴う事例は乏しい。

さらに、国際状況に目を向けると、企業の国際競争やグローバル展開が加速する中、世界規模でイノベーションを先導する人材の獲得競争が加速している。しかしながら、我が国は、企業のキャリアパスの不透明さ、言語の問題等により、海外の優秀な人材にとって魅力的な国とは言えない状況であり、例えば諸外国と比べても受入留学生数は相対的に少なく、企業のグローバル展開における貴重な担い手となり得る海外の優秀な留学生等が我が国での就職を目指すようにするためには、これらの阻害要因を取り除き、我が国におけるキャリアパスが見通せるような環境の整備が必要である。

また、近年、個人の働き方に対する価値観が多様化しているため、企業においては従来の新卒一括採用や画一的な雇用形態にこだわらない人材育成・活用が求められている。加えて、2008年度後半からの厳しい雇用情勢を受けて、企業が採用を手控える等の状況が発生している。こうした中、地域の産業戦略と一体となって、多様な若者と彼ら一人一人にマッチした魅力ある地域中小企業とをつなぐネットワークの構築や、個々人の目標や適性、能力に合わせた多様な働き方・育成を可能とする環境が求められている。

以上の観点から、2008年度においては以下の施策を実施した。

(2) 各施策の概要

(ア) 中小企業ものづくり人材育成事業

中小企業の人材を育成するため、高専等の設備や技術教育のノウハウを活用し、地域の中小企業のニーズに応じたカリキュラムの開発・実施を全国24カ所で行い、延べ約0.8万人の中小製造業を担う若手技術者の技術・技能の向上を支援した。また、将来の産業界を担う人材の育成及び確保のため、工業高校等の生徒や教員に対する実践的な技術指導の導入として、現場研修や講師派遣授業を実施した。約4,500社の企業からの協力を得て、全国29地域100校にて生徒の技術向上が図られた。

【2008年度予算額：7.6億円】

(イ) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業

将来の産業界を担う児童生徒に対し、働くことの意義、面白さの理解を促すキャリア教育を実施するため、地域産業界と教育界の仲介役となる「コーディネーター」を育成・評価するシステムを開発する。2008年度は、全国8地域で、コーディネーターを育成する研修プログラムを開発するとともに、コーディネーターとして活動を希望する者に対して研修を実施した。

【2008年度予算額：1.0億円】

(ウ) 高度金融人材育成事業

近年、財務・金融の高度化が課題となっている事業会社の高度金融人材の育成・活用に対応するために、事業会社、金融機関、大学及び関係省庁と連携し、2007

年6月に「高度金融人材産学協議会」を設立した。同協議会は、2つの専門委員会を設け、高度金融人材の育成・活用のための現状と課題、今後の対応策をまとめた報告書を2008年2月に公表した。更に、2008年度は、2つの専門委員会の下に3つのワーキンググループを設置し、金融危機後の新しい時代にも対応できる高度金融人材の育成について具体的な施策の検討を行い、産業界・金融界・大学が連携した実行可能な育成施策を2009年2月に取りまとめた。

【2008年度予算額：0.53億円】

(エ) 社会人基礎力養成・評価手法開発事業

社会で求められる力「社会人基礎力」を、「前に踏み出す力（アクション）」、「考え抜く力（シンキング）」、「チームで働く力（チームワーク）」の3つの能力として定義した。社会に出る前に、こうした力を身につけた学生を育てるため、2008年度、全国9カ所のモデル大学で、実践型教育を通じ、専門知識に併せて「社会人基礎力」を育成・評価する事業を実施した。

また、大学で行われている「社会人基礎力」の育成に効果的なゼミ・研究・授業等の取り組み内容とその成果を学生チームが発表する事例研究会「社会人基礎力育成グランプリ」を開催し、全国から40大学が参加した。

【2008年度予算：0.57億円】

(オ) アジア人財資金構想

我が国企業に就職意志のある優秀なアジア等の留学生に対して、産業界で活躍する人材の育成を促進するために、産学連携で開発した専門教育プログラム、ビジネス日本語研修、日本ビジネス研修、インターンシップ等の専門教育から就職支援等までの一貫した人材育成プログラムをパッケージで提供する「アジア人財資金構想」事業を実施した。2008年度は約1,200人の留学生、約130大学、約1,000社・団体が本事業に参加した。

【2008年度予算：32.6億円】

(カ) ジョブカフェ関連事業

中小企業における人材確保課題の解決と、若者の効果的な就職支援を目的に、「若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）」において、地域

中小企業の魅力を発信し、中小企業と若者との相互理解を促進する事業を実施した。2008年度は20道府県を採択、サービス利用者数約91.5万人、新規登録者数約10.6万人、就職決定者数約5.5万人（モデル地域の累計）。

また、2008年度下半期には、雇用情勢の悪化を受け、若者の雇用・就労環境の改善のため、ジョブカフェ等の複数の人材支援機関等が連携し、互いの持つ情報やノウハウ、ネットワークを活用することにより、県域を越えた効果的なマッチングを実現する合同就職説明会等を、全国延べ15カ所で計18回開催した。

【2008年度予算：27.5億円】

(キ) 人材投資促進税制

中小企業が行う人材育成を含めた取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図るため、人材育成に積極的に取り組む中小企業者等を対象に、教育訓練費の一定割合を法人税・所得税から税額控除する税制として、人材投資促進税制を2008年度から改組している。

(ク) 外国人研修・技能実習制度について

外国人研修・技能実習制度は途上国の労働者を我が国に受け入れ、企業の現場で研修・技能実習を行いながら、技能を身につけさせ、帰国させる国際貢献の制度であるが、近年における不適正事例の増加とそれに伴う社会批判の高まりを背景として、研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、在留資格「技能実習」の創設、受入れ団体の指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化を主な内容とする、出入国管理及び難民認定法を改正する法律案が、2008年度に通常国会に提出された。

5. 新規事業創出政策

5. 1. ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会

(1) 経緯

我が国産業のイノベーションを促進し、日本経済全体の成長と活性化を図るためには、新しい技術やビジネスモデルを有し、大きなビジネスリスクをとって新規事業に挑戦するベンチャー企業の創出・成長が不可欠である。この10年間、起業家教育の拡大、インキュベータの整備、ベンチャー企業向け人材市場の成長、最低資本金規制の撤廃、

ベンチャーキャピタルの成長、新興株式市場の開設等、ベンチャー企業を取り巻く制度的・社会的枠組みが急速に整備されてきている。こうした意味で、我が国のベンチャー企業の創出・成長環境は、この間、飛躍的に向上してきた。しかしながら、米国等、ベンチャー企業が国家の経済成長やイノベーションに大きな役割を果たしている国と比較すると、我が国のベンチャー企業は一層の発展・拡大の余地がある。また、足下の動きとしては、開業率や起業活動率の若干の向上が見られる一方で、新興株式市場の上場環境の悪化等、懸念すべき状況も見られる。

こうした状況を踏まえ、現時点でベンチャー企業が置かれた現状を再度点検し、必要な政策的対応を検討するため、「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会」を設置した。

(2) 概要

2007年9月より2008年4月まで8回にわたり、ベンチャー企業の置かれている現状分析、資金調達における課題、ベンチャー企業の成長に向けた対応策等について検討を行った。最終報告書では、今後の政策課題として、「起業スキルの不足」、「グローバル級ベンチャー企業の不在」、「起業家を育てる文化の欠如」、「資金力に乏しいベンチャーキャピタル」、「機関投資家不在の新興株式市場」、「IPO至上主義からの脱却」の6つの課題に整理し、それぞれの対応案をとりまとめた。

5. 2. エンジェル税制の改正

(1) 経緯

我が国の経済構造改革を推進し、良質な雇用の確保と経済活力の維持を図るためには、新規事業を創出することが必要不可欠である。しかしながら、創業・立ち上がり期の企業は、将来性が予測困難であること、資産や信用力に乏しいこと等から投資リスクが高く、必要な資金調達が極めて困難な状況にあり、1991～1996年の開業率は2.7%という低い水準であった。

このような観点から、創業期のベンチャー企業への個人による投資を促進するための税制優遇措置として「エンジェル税制」を1997年に創設し、これまで類似の拡充措置を講じてきた。

(2) 概要

(ア) 株式譲渡損の3年間の繰越の特例（1997年度創設）

個人が投資したベンチャー企業の株式を譲渡したことにより損失が発生した場合には、当該損失を翌年以降3年間繰り越せることとした。

(イ) 株式譲渡益の圧縮の特例（2000年度改正）

個人が投資したベンチャー企業の株式を3年間保有した後、株式公開後3年以内に譲渡した場合に生じた譲渡益を1/2に圧縮できることとした。（2009年3月末までに取得した株式に限る。）

(ウ) 投資事業組合を通じた投資にかかるエンジェル税制の適用開始（2002年度改正）

1つ又は2つの投資事業組合（民法組合又は投資事業有限責任組合）を通じて、個人が取得したベンチャー企業の株式に対するエンジェル税制の適用を可能とした。

(エ) 投資時点での控除の特例（2003年度改正）

個人によるベンチャー企業への投資額につき、同一年分の株式譲渡益額を限度として、株式譲渡益額から控除することを可能とした。

(オ) ベンチャーファンド等民間の目利き能力の活用による要件・手続の緩和（2004年度改正）

ベンチャーファンドや証券会社といった民間の目利き能力を活用し、ベンチャー企業の要件の緩和と手続の簡素化（経済産業局への確認手続を廃止）を実施した。

また、株式譲渡益の圧縮の特例（(イ)の特例）の対象に、上場前の段階での売却（M&A等）を追加した。

(カ) ベンチャー企業要件の緩和と事前確認制度の創設（2007年度改正）

サービス業を含めた幅広いベンチャー企業への更なる投資を促進する観点から、ベンチャー企業要件の緩和を実施した。

また、ベンチャー企業が投資を受ける前に、ベンチャー企業要件を満たすか否かを確認する事前確認制度を創設した。

(キ) 投資時点における所得控除制度の創設（2008年度改正）

設立3年未満で前年・前々年の営業キャッシュ・フローが赤字等の要件を満たすベンチャー企業への投資について、所得控除（上限：1,000万円または総所得金額等の40%）の適用を可能とした。

(3) 実績

2008 年度におけるエンジェル税制を利用した投資実績は、制度創設以来、企業数 191 社、投資件数 2,522 件を確認し、ベンチャーファンド及び証券会社経由を含んだ総投資額は、約 84 億円に上る。

5. 3. 起業支援ネットワーク環境整備事業（N I C e）

(1) 経緯

2003 年から 2006 年にかけて実施した起業家輩出支援事業（DREAM GATE 事業）は国民各層の起業・独立意識を喚起し、挑戦者の裾野の拡大を図る事業として、約 40 万人（2006 年度実績）の起業家予備層を顕在化させた。しかしながら、我が国における起業が飛躍的に進んだとは言いがたく、その原因としては、起業する際に必要な情報やノウハウが不十分であることが挙げられた。

こうした実態を踏まえ、起業家予備層から次代を担う起業家を継続的に輩出していくために、特に起業に向けた活動を行っている「起業活動層」に対して、必要なノウハウ取得の機会を提供し、起業活動を活性化させるとともに、起業する際に必要な情報や資源を調達できる双方向のネットワークを構築した。

(2) 概要・実績

インターネット上に双方向に情報交換ができるコミュニティ型 SNS（N I C e）を構築し、起業活動層及び起業支援者が自由に情報交換し、起業・経営にまつわるノウハウが取得できるコンテンツ等を整備した。また、双方向のネットワークを活用したアンケート調査等を実施することで起業に関する課題抽出を行い、また起業支援施策の効果を高めるためのモニタリング調査等を実施した。

なお、N I C e は 2007 年 10 月に開設し、2008 年度末

時点での登録者数は 3,542 人。コミュニティ開設数は 146 件となっている。

6. 知的財産政策

6. 1. 営業秘密の保護

(1) 近年発生した営業秘密の流出事例

近年、企業活動のグローバル化や I T 化、企業間提携・共同研究の取組み等が進展する中で、営業秘密の流出事例が発生している。

＜近年発生した営業秘密の流出事例＞

○従業員による機密情報の不正な持ち出し

ある企業に勤務する従業員が、秘密として管理された図面データを貸与パソコンに大量にダウンロードし、繰り返し自宅に持ち帰っていた。同社が従業員に事情聴取を行ったところ、貸与パソコンに記録媒体を装着した痕跡はあったもののデータは残っておらず、私用パソコンは破壊されており、データの使用や外部への送信について確認することはできなかった。

その従業員は、パソコンの横領罪で逮捕されるも、パソコンを返還しており、起訴猶予処分となった。

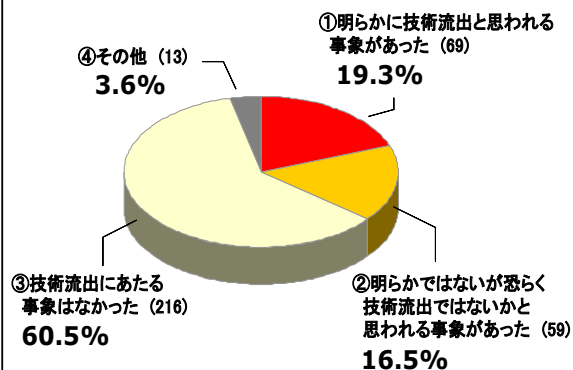
○外国政府によるデュアル・ユース技術の不正取得

外国政府の在日通商代表部員が、光学系機器メーカー従業員から、軍事転用されるおそれのある光通信の機密部品を不正に入手した。元部員は警察の出頭要請に応じず帰国し、元従業員についても起訴猶予処分となった。

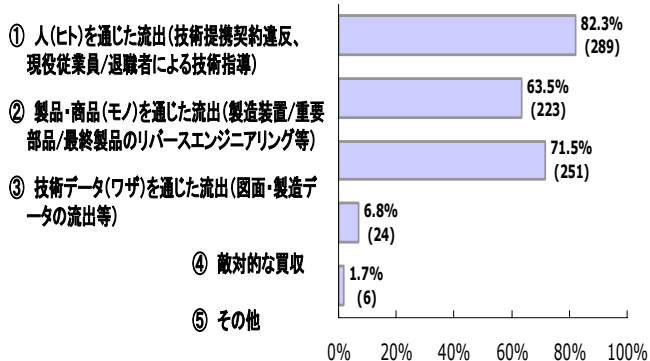
(参考) 企業からの技術情報流出の実態について

経済産業省が平成 18 年に行った製造業関係企業に対するアンケート調査（回収企業：357 件）によると、約 35% 以上の製造業関係企業が過去に技術流出があったと回答している。流出していることに気付いていないケースも含めると、実際には多くの情報流出が発生していると考えられる。

貴社において国内又は海外で
技術流出が発生したことがありますか



貴社の競争力の源泉の外部への流出に関して
主にどのようなリスクを感じていますか



○発注元企業によるノウハウの取り上げ

ある企業が、取引先である企業から、業務提携を前提として試作品を提供してほしい旨の申出を受け、試作品とその設計図面を提供したところ、発注元企業がその複製の作成をし、当該設計図面をもとに自社の製品として勝手に製品化をしてしまった。

(出所：企業ヒアリング、新聞報道等)

(2) 営業秘密保護の重要性について

知識集約型経済の急速な発展に伴い、企業活動において、その競争力の維持又は強化のために、無形資産である技術・ノウハウ・アイデア等の価値ある情報の作成、管理、利用等を重要視する傾向が益々高まりつつある。企業は、そうした価値ある情報について、とりわけ特許権等の権利取得になじまない場合には、企業内部において営業秘密（不正競争防止法第 2 条第 6 項）として管理し、活用することを多く行っており、特許権の取得が可能な場合であっても、特許出願の出願公開によって発明の内容が公になることなどを考慮して、営業秘密としての活用を選択することもある。

このような営業秘密は、企業活動を支える現場の労働者や技術者の長年の努力と企業の多額の投資の結集であり、企業の収益を生み出す源としての価値を有しているとともに（根源性）、一度侵害されてしまうと瞬時に拡散し、

その回復が極めて困難となり（不可逆性・回復困難性）、また、人的・組織的な管理によらざるを得ないことから侵害行為の予防には限界があるという性質を内包している（予防困難性）。そして、近年の IT 化・ネットワーク化の進展により、営業秘密への侵害が容易になるとともに、営業秘密の流出が当該企業の損害に止まらず、取引関係等にある他企業にも大きな影響を及ぼすものとなってきており、こうした事態に適応した営業秘密に関する法整備への要望が高まっていた。また、我が国企業が激化する国際競争を勝ち抜いていくためには、自前の技術・ノウハウに加え、組織外部のそれをも活用しつつ、新しい知の創造を実現するという「オープン・イノベーション」の促進が求められるところ、これを実現するためには、企業間で相互に営業秘密を開示しなければならないことから、その前提として、営業秘密の保護に関する法制度上の基盤整備が必要不可欠となっていた。

(3) 営業秘密保護に係るこれまでの取組みについて

このような営業秘密保護の重要性の高まりを受け、1990 年の不正競争防止法改正において営業秘密の侵害行為に対する民事上の措置（差止請求、損害賠償請求）が設けられるとともに、2003 年の法改正により、刑事上の措置として、特に違法性の高い侵害行為に限定して罰則（営業秘密侵害罪）が導入されるに至り、その後も法定刑が引き上

げられるなどの改正が段階的に重ねられてきた。

また、経済産業省は、そのような法律改正と並行して、「営業秘密管理指針」、「技術流出防止指針」等を策定し、企業等に適切な営業秘密管理を促すとともに、2007 年 10 月より「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会」を開催し、技術情報等の適正な管理の在り方について総合的な検討を行う等、事業者等が保有する重要な情報の適正な管理に向けた様々な取組みを行ってきた。

(4) 営業秘密の保護強化のための不正競争防止法の改正について

これらの取組み等により、近年、着実に事業者が保有する営業秘密の保護強化が図られてきたといえるが、他方、2009 年改正前の営業秘密侵害罪においては、(ア)「不正の競争の目的」が目的要件であったことから、競争関係の存在を前提としない加害目的や外国政府等を利する目的等による営業秘密の不正な使用・開示等がその対象とならない、(イ)営業秘密の不正な使用・開示が中心的な処罰対象行為と捉えられていたことにより、企業の内部管理体制上の痕跡から営業秘密が不正に持ち出された事実が明らかであったとしても、その使用・開示は当該企業の外部で秘密裏に行われるためにその立証が困難であり、被害企業は泣き寝入りを余儀なくされている、等の問題点が存在していた。こうした問題点は、(1)で述べた近年発生した営業秘密の流出事例によって顕在化することとなり、次第に同法の処罰範囲の見直しを求める要望が高まっていった。

こうした事情を踏まえ、経済産業省は、2008 年 9 月より「産業構造審議会知的財産政策部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」（委員長：土肥一史・一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）において、経済界や労働組合の代表者、法曹関係者、法律学者等の参画を得つつ、法改正の在り方について審議を行い、2009 年 2 月 16 日に「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について」をとりまとめた。そして、同報告書の内容に基づき、同年 2 月 27 日に「不正競争防止法の一部を改正する法律」案が閣議決定され、同日、第 171 回通常国会に提出された。その後、同法案は、同年 4 月 10 日の参議院本会議において全会一致で可決され、衆議院に送付された後、同月 21 日の衆議院本会議において可決・成立した（2009 年法律第 30 号）。

6. 2. 知的資産経営の推進

(1) 知的資産経営に関するこれまでの取組

「知的資産」とは、原則バランシート上に計上されない無形の資産であり、企業等における競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい経営資源の総称をいう。

経済産業省では、こうした知的資産の活用と評価手法の検討や、知的資産を活用することで業績の向上に結びつける「知的資産経営」の実践が我が国企業の価値を高めるとの考えのもと、その普及に向けて、2004 年から様々な検討を重ねてきているところ。

2006 年度は、「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書」及び「中小企業のための知的資産経営マニュアル」を策定し、これまでに全国の支援団体、民間企業等に対して約 24,000 部（2009 年 3 月現在）を配布するなど広く周知・取組促進を行っている。

2007 年度は、OECD や欧州アナリスト協会、アメリカ公認会計士協会等と共同で、国際的な事業報告の基準を検討する「World intellectual capital/assets initiative (WIC I)」を創設した。

(2) 知的資産経営実践の指針を策定（2008 年 10 月）

知的資産経営に取り組む中小企業経営者が、特に意識していることは、金融関係者からの適切な評価であり、また金融行政においても、例えば、2007 年に公表された金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」では、リレーションシップバンキングにおける喫緊の課題として、金融機関の知的資産評価力（＝“目利き能力”）の向上を挙げ、知的資産経営報告書の活用について、中小企業に適した資金供給手法の一つとして取り上げられている等、知的資産経営の評価について促進をしていた。

このような背景から、より一層、金融機関の融資判断等における知的資産経営情報の活用等を促進するために「中小企業知的資産経営ファイナンスワーキンググループ」（事務局；中小企業基盤整備機構）を設置し、金融機関の知的資産経営評価の視点等について検証等を行った。

具体的には、金融機関における知的資産経営情報の活用の実態について検証を行い、金融機関が財務情報のみならず非財務情報（知的資産経営情報）を融資判断時において

重要視している実態と個々の視点を明らかにした上で、企業側の取組として、金融機関の着目する非財務情報を加味した知的資産経営報告書の開示を通して、自らの技術力や成長性などへの理解を促し、自社の事業性を金融機関に説得的に伝達し、金融機関との情報の非対称性を解消することの重要性について提言を行った。

なお、2008 年度は経済産業省中小企業庁が実施する“地域力連携拠点事業”において、2008 年 5 月末に全国 316 箇所支援拠点が設置され、その支援策のひとつとして“知的資産経営”も推進しており、このような支援事業をより実効的にする観点からも「知的資産経営実践の指針」を策定し、相互補完的な促進を行った。

(3) 知的資産経営評価の秘訣を策定・公表（2009 年 4 月）

産業政策において企業における知的資産経営を促進している一方で、上述のように金融行政の枠組みにおいても取組は進められているものの、情報の受け手側である金融機関においては、依然として企業の技術力や成長性などの知的資産情報を適正に評価する能力、つまり目利き能力の向上を課題として挙げるなど（2008 年中小企業白書）、課題が残されていた。

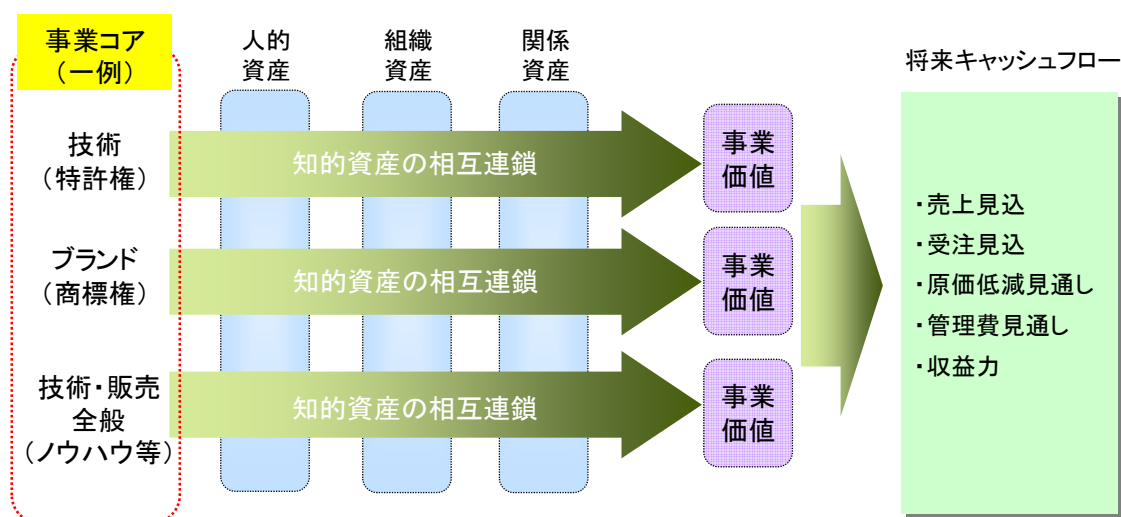
このような課題解決のために「知的資産経営評価融資研究会」を発足し（2009 年 1 月）、金融機関の目利き能力の向上に資する具体的方策や適正な事業性評価に基づいた融資の考え方、そのための各種支援ツール等について検討を行い、「知的資産経営評価融資の秘訣」として取りまとめた（2009 年 4 月）。

http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html

(4) 知的資産経営 W E E K 2008 の開催

2005 年から開催しており、2008 年度で 4 年目を迎える知的資産経営 W E E K 2008 を開催した（2008 年 11 月）。その中で、中小企業基盤整備機構、民間企業、大学等の協力を得て、国内外の有識者を招へいし、知的資産経営に係る最先端の議論を取り扱う国際カンファレンスを開催した。

http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/2index.html



図表 知的資産経営評価融資の考え方

7. 規制改革

7. 1. 規制改革会議

(1) 経緯

規制改革をより一層推進するため、2007 年 1 月に、設

置期限が終了した規制改革・民間開放推進会議の後継組織として、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者 15 名から構成される規制改革会議が内閣府に設置された。

(2) 取組

2008 年度は、暮らしの安心・豊かさ・利便性の向上に結びつく分野及び新たな産業や技術を生み出し新規の需要と雇用の創出に結びつく分野に重点的に焦点を当てて取りまとめられた「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム」を2008年12月22日に決定した。

7. 2. 構造改革特別区域制度への対応

(1) 経緯

構造改革特別区域（以下、「特区」と略す）制度を推進することによって、地域の自発性を最大限尊重する形で規制改革を進め、我が国経済の活性化及び地域の活性化を実現することを目的として、2002年7月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする構造改革特別区域推進本部が内閣に設置された。同年12月には、制度の概要を定めた「構造改革特別区域法」が公布・施行された。

なお、2007年3月には、特区提案の募集及び特区計画の認定申請を5年間延長することなどを目的に構造改革特別区域法等が改正され、特区制度の見直しが図られた。

(2) 特区制度の概要

特区制度とは、従来のように国があらかじめモデルを示したり、財政的な支援をしたりするのではなく、地方自治体が、それぞれの創意工夫の下にその特性や実情に即した地域限定の規制改革を実施し、国がそれを認定することにより、地域の活性化を図るものである。

特区制度のプロセスは、自治体・民間企業・個人などから広く特区提案（地域限定の規制改革要望）を募集し、寄せられた提案について、内閣官房地域活性化統合事務局がそれぞれの規制の所管省庁と協議した後、特区として実現する「規制の特例措置」が閣議決定され、地方自治体は、この特例措置を活用した特区計画を策定・申請し、「特区」としての認定を受けるというものである。

特区制度により、これまで規制改革が進まなかった医療・農業・教育の3分野に関しても、株式会社による病院、農業、学校への参入が条件付ながらも認められるなど、一定の成果を上げている。

経済産業省関連の特区で対応した規制改革事項は42件（政府全体では215件）あり、また、それらを活用した

71件（政府全体では363件）の特区計画を認定している。

<参考：経済産業省関連の特区の例>

●環境・エネルギー産業創造特区（青森県）：

自然エネルギーを利用したガス発電の実証等により、エネルギー最適利用モデルを構築し、先進地域として、「環境・エネルギーフロンティアの形成」を実現していくとともに、新産業の創出などによる地域経済の活性化を図る。

●びんご産業再生特区（広島県・福山市）：

リサイクル技術などの蓄積を生かし、環境関連産業などの新規成長産業の創出を進めるとともに、既存産業の競争力強化を図り、備後地域の産業再生を目指す。

●IT人材育成特区（東京都新宿区、宮城県ほか多数）：

初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座を開設することにより、IT人材の育成やIT関連産業の集積を図る。

8. 経済産業研究所

8. 1. 概要

独立行政法人経済産業研究所（通称：RIETI（リエティ））は、独立行政法人制度の発足と時期を同じくして2001年4月1日に設立された。その前身は1987年に通商産業省（当時）の一部門として設立された通商産業研究所（通称：通産研）にさかのぼる。通産研は通商産業政策、内外経済事情等に関する基礎的な調査研究を理論・実証の両面で行うことに努めてきた。

しかし、我が国が経済構造改革、行政改革など諸改革を断行し、活力ある経済社会を構築していくためには、従来型の行政・政策の枠にとどまらず、ダイナミックかつ斬新な政策の企画立案能力を強化し、国際社会の中で積極的な政策展開を行っていくことが求められた。

このような政策立案、発信能力の強化を図るためには、行政機関から一定程度の独立性を有して、行政官のみならず民間や学界の有識者、更には海外を含めた第一級の研究者らが切磋琢磨し、中長期的に戦略的な視点を持って、世界的水準に達した調査分析、政策研究、政策提言を行う、いわば政策形成の新たなプラットフォームとなりうるような機関が必要不可欠となった。

このような背景の下に、独立行政法人経済産業研究所は、非公務員型の独立行政法人として、人事の円滑化や予算執

行の弾力化を図ることによって、公共政策に関する政策研究という重要かつ不可欠な業務を効果的かつ効率的に実施することを目的とし、活動している。

8. 2. 2008 年度業務実績

R I E T I は 2008 年度を迎え、2008 年 4 月 1 日～2009 年 3 月 31 日までの 2008 年度計画が定められ、この計画に従い業務を行った。

その実績は以下のとおり。

(1) サービスその他業務の質の向上に関する目標達成のために取った措置

(ア) 中長期的な経済システム改革ニーズと研究領域の設定

R I E T I では、理論的・分析的フレームワークに基づいた政策研究・提言活動を行うが、このうち、経済産業省より中期目標期間中（2006 年度～2010 年度）、継続的な取り組みを望む領域として示された以下の基盤政策研究領域の研究を行っている。

○少子高齢化社会における経済活力の維持についての総合的な研究（基盤政策研究領域Ⅰ）（プロジェクト数：8）

○国際競争力を維持するためにイノベーションシステムについての研究（基盤政策研究領域Ⅱ）（プロジェクト数：16）

○経済のグローバル化、アジアにおける経済関係緊密化とわが国の国際戦略に関する研究（基盤政策研究領域Ⅲ）（プロジェクト数：20）

○通商産業政策史の編纂（基盤政策研究領域Ⅳ）

2008 年度は、上記分野の研究に加え、以下の分野について政策研究、提言活動を実施した。（合計 27 プロジェクト）

○金融構造、コーポレートガバナンスの展開等企業関連制度についての研究

○規制改革と政策評価のあり方についての研究

○パネル・マイクロデータの整備と活用

なお、政策研究・提言活動を実施するに当たっては、個別に研究テーマを設定して研究プロジェクトを立ち上げることとするが、その必要性、発展性等を踏まえつつ、拡充、再編、廃止、追加的な実施等を行った。

(イ) 研究・提言のための実施体制・実施方法の確保

(A) 研究・提言のための実施体制・実施方法の確保

R I E T I において策定した中期計画に掲げられている「2. 研究・提言のための実施体制・実施方法」に記載されている内容及び2007年12月24日に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画に記載されている内容に着実な取り組みを行った。

また、研究成果が政策形成に活用されるように、次のような具体的取り組みを実施した。

○研究成果や政策提言は時期を逃さずに発表。

○誰もがアクセスできるようウェブで公開。

○政策実務者等関係者に積極的に働きかけるためニュースレターで普及・浸透を図った。

○シンポジウム等の内容については、資料や議事録（動画像を含む）をウェブ上で公開することにより、ユーザーに対するサービスを一層充実させた。

○ウェブ上の意見投稿欄をはじめとしてインタラクティブな議論の場を設定。

○政策当局等と研究テーマの設定に関する意見交換を実施。

また、上記の他、研究のクオリティを確保し、実際に政策を企画立案、実施している政策実務者等と研究者との間で議論、研鑽を行う場として、原則として、以下のような多段階の検討会の実施等による研究マネジメントプロセスを採用し、節目節目で、研究所として議論を深めた。

○ブレインストーミングワークショップ

概ね、前年度末～年度当初において、プロジェクト立ち上げに当たり、研究計画について議論。

○中間報告会

概ね、年度半ばに、中間的な進捗状況と今後の研究の見通し等について議論。

○ディスカッションペーパー検討会

概ね、年度後半に、最終成果の案の紹介や残された課題を整理。

○政策提言・成果普及

上記のプロセスを経て公表された研究論文等の中から、特に重要で世に問うべきものを選定し、シンポジウムの開催、書籍の発行、各界上層部向けに研究論文をわかりやすくまとめた刊行物の発行等を行った。

○その他

・2008年度は、研究成果を広く国際的に発信し、諸外国の研究機関と国際ネットワークを展開することを目的として、国際シンポジウムを2回、国際ワークショップを8回開催した。

・また、外部からの客観的評価情報を収集し今後の研究活動に活かすため、ユーザー向けのアンケート調査を行った。

結果として、「経済産業研究所の活動があなたの業務、研究の参考になったか。」との問いに対しては、「大変・多少参考になった」との回答は合わせて65.6%であった。さらに、「経済産業研究所は政策立案プロセスに貢献するという目的をどの程度果たしていると思うか。」との問いに対しては、「十分・ほぼその役割を果たしている」との回答は合わせて76.4%であった。

・RIETIでは、経済産業政策の理論的分析の研究に係るプラットフォームの機能を活用し、経済産業省の行政官や同省をはじめとする省庁に在籍するコンサルティングフェロー55名(2009年3月31日現在)が参加し、各員の能力向上に向け、各種研究会やBBLセミナー等への案内・参加を積極的に促した。

(B) 発出されるアウトプットに関する計画

中期計画を踏まえ、発出するアウトプットについても目標を達成することに努めた。

(質的な側面での実現)

—中長期的な経済システム改革の視点に基づく斬新な政策研究・提言活動を実現する(時々の政策立案・実行をミッションとする政策当局と役割面において補完性を確保する)

—これら斬新な政策研究・提言活動によって、効果の薄い政策の改善・廃止や新しい政策の導入に資する理論的・分析的基礎を提供する

—政府の意思決定・政策形成に影響力のある書評や有識者間での政策論争に研究所の研究成果・提言内容が関与した実績を確保する

—研究自体を自己目的化せず、中長期的な政策ニーズに資する政策研究・提言活動を実現する

—経済産業省に在籍するコンサルティングフェローについて、チームアップ等によって研究能力の向上に寄与する仕組みを構築する

—研究所において整備したデータベースについて、外部へ

の提供の是非等も含めて検討を行い、最適な利用状況を確保する

(指標面でのアウトプットの実現)

なお、これら質的に充実した政策研究・提言活動を実現した結果として、相応のアウトプットが発出されることも期待される。これらについては、それが生じた様々な背景、要因等によって大きく左右されうる点を十分踏まえる必要がある。

2008年度における指標面での目標値

—研究テーマの設定並びに研究成果を経済産業政策立案プロセスへの貢献の観点から評価するための経済産業省へのアンケート調査等を通じたユーザーの事後評価において、満足度を、各々3分の2以上確保する

結果：政策ニーズとの合致 97%

：政策形成に与えるインパクト 73%

—開催したシンポジウム、BBLセミナー等の内容についてのアンケート調査等による参加者全体の満足度を、各々3分の2以上確保するとともに、経済産業省から参加者した者の満足度も3分の2以上確保する

結果：満足度 シンポジウム 85% (経済産業省 88%)

BBLセミナー 86% (経済産業省 87%)

—研究成果をとりまとめた研究書を4冊以上刊行する

結果：研究書の刊行 6冊

—学術誌、専門誌等で発表された論文数を32件以上確保する

結果：論文数 80件

—国際シンポジウム、学会等で発表された論文数を72件以上確保する

結果：論文数 217件

—内部のレビューを経て公表した研究論文を55件以上確保する

結果：論文数 113件

—包括的プロジェクトの成果であるものを含め、シンポジウムの開催件数を6件以上確保する

結果：開催件数：7件

この他ワークショップ等19回開催

—BBLセミナーの開催件数を50件以上確保する

結果：69件

—ホームページからダウンロードされた論文については、内部レビューを経て公表した研究論文1本当たり平均

毎年2,400件以上確保する

結果：4,057件

- －電子メールによるニュースレターを月3回以上、印刷物による広報誌を毎年5回以上発行する

結果：ニュースレター 4回/月

(日本語：月4回発行、英語・中国語：各々月1回発行)

広報誌：5回/年

- －ホームページのヒット件数を毎年40万件以上確保する

結果：ヒット数106万件

- －外部レビューによる研究成果の学術的水準について、全体で上位3分の1の水準を確保する。

結果：80%（平均5点満点中4.01点）

(2) 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取った措置

(情報システムを活用したパフォーマンス向上に向けた取り組み)

- －公的な統計情報に係る個票を用いたパネルデータ分析に必要な環境が整っているとの利点を十分に活かし、統計データやこれを使いやすい形に加工したデータベースの構築に対し、一層の努力を傾注した。

- －2007年度に引き続き、種々の政策研究、提言活動をより一層電子ベースで行った。

(人的体制における取り組み)

- －流動的な雇用形態の適切な活用による効率化を進めるとともに、より一層、研究活動の適切な成果管理と研究者へのインセンティブ付与が可能となる契約を行った。

- －必要に応じ研究者の類型を整理することにより、より一層多様なバックグラウンドをもつ研究者を配置するとともに、大学院生やポスドク等の若手研究者の育成も行った。

- －引き続き、管理部門に民間のスペシャリストを登用するとともに、人事評価システムにより研究者及び管理部門スタッフの業績を報酬に適切に反映した。